

アイヌ語復興の現状

千葉大学文学部 中川裕

アイヌ語の維持・復興運動を取り巻く状況は、当のアイヌ人自身が意識しているか否かに関わらず、1997年5月を境に大きく様変わりしたといえる。この月に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」、いわゆる「アイヌ文化振興法」が成立し、今までこの問題に無関心であり続けていた政府が、アイヌ文化の維持と一般への啓蒙という問題に予算をつけ始めたからである。

この法律の成立についてはすでにいくつもの問題が指摘されている。ひとつは、この法案を検討した「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」と呼ばれる、内閣官房長官の私的懇談会に加わった有識者には、当のアイヌ人もアイヌ文化の専門家も含まれておらず、その結果はどうかはわからぬが、北海道ウタリ教会の提案してみたいわゆる「アイヌ新法案」とは大きく異なり、アイヌ文化衰退の根源をなしている経済的・社会的な条件にはまったく手をつけようとせず、法律の対象を文化のみにしぼったものになってしまったことである。

もうひとつの大きな問題は、これが日本国内の特定の民族を対象にした、その意味で重大な問題をはらんだ法律でありながら、ほとんどの日本人がその成立自体を知らず、そのことによって一般への啓蒙という機能をすでに果たしていないということである。

この法律によって実際に行われているのは、アイヌ文化振興・研究推進財団という財団法人の設立と、それを通じての予算の分配である。この財団自体は「推進法」の成立以前から準備が進められていたが、誰が中心となって方針を検討し、決定しているのかわからない、非常に不明瞭な形でそれが行われ、そのため設立セレモニーの直前になって理事長の退陣を副理事長が要求し、事業運営委員として予定されていた研究者のほとんどが入れ替えになるという異常な事態となった。

現在、財団の運営はアイヌ人代表および研究者で構成された事業運営委員会と、事務局を中心になって進められているが、この事業運営委員会というのは、財団で公表している正規の組織図の中にはどこにも位置づけられていない。そして事務局を構成しているのはほとんどが北海道開発庁や道庁から出向してきている職員で、その大半はこの財団に出向するまでアイヌ文化についての知識は皆無に近かった人達である。

このような様々な問題を抱えながらも、この財団には年間5億5千万円（平成10年度）からの予算がつぎ込まれており、それが各種のアイヌ文化維持事業に配分されるということで、こアイヌ人の運動自体にこれから与えて行く影響は決して少なくないと思われる。現在、言語に関するものだけでも「アイヌ語指導者育成事業」「アイヌ語上級講座開設事業」「アイヌ語ラジオ講座開設事業」「アイヌ語弁論大会開催事業」などの諸事業が動きはじめている。また、研究助成事業によって出版されたアイヌ語資料もすでに存在する。その効果がいかほどのものであるのか、財団設立からわずか1年少しの現状では、何も答えは出せないといってよい。しかし、「アイヌ文化推進法」そのものへの一般的の関心を惹起し、財団の動きへの監視を常にに行なうことが、アイヌ語維持・復興運動がこれからありうべき方向に向かっていくかを、大きく左右することになっていくことだけは、確かである。

中川 裕（なかがわ ひろし）

1955年、横浜市生まれ。1978年、東京大学文学部言語学科卒業。東大言語学研究所助手を経て、現在千葉大学文学部助教授。専門はアイヌ語学、アイヌ文学、口承文芸学。

著書：「アイヌ語千歳方言辞典」（1995年、草風館）。共著：アイヌ文化の基礎知識」（1987、アイヌ民族博物館）、「ガイドブック世界の民話」（1988年、講談社）、「多元的世界に生きる」（1991年、現代企画室）、「ガイドブック日本の民話」（1991年、講談社）、「エクスプレス・アイヌ語」（1997年、白水社）など。

世界人権宣言
50周年記念
シンポジウム

人権としての言語～ 言語権の思想と実践

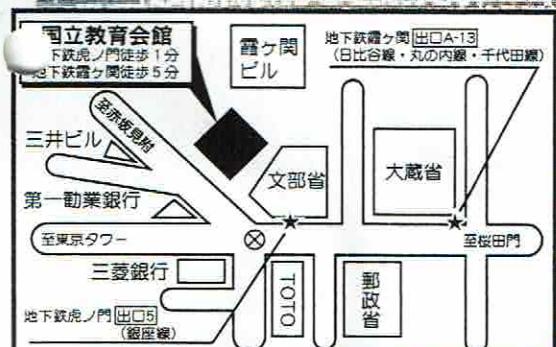
日時：10月24日（土）

午後2時～5時

会場：国立教育会館
601号室
(千代田区霞ヶ関3-2-3)

参加費：一般1,000円/学生800円
(当日会場でお支払いください)

定員：140名



ことばの権利とは何か？

●パネリスト(順不同)

ヨーロッパの少数民族と言語権
原聖：女子美術大学

アイヌ語復興の現状について
中川裕：千葉大学

在日朝鮮人の言語状況※
藤井幸之助：神戸女学院大学

エスペラントと言語権
タニヒロユキ：大阪外国语大学

(※=ここでは一つの民族として朝鮮人という名称を用いています)

言語権シンポジウム/レジュメ・資料集

主催：(財)日本エスペラント学会
後援：(社)日本ユネスコ協会連盟・(社)日本ペンクラブ
関西エスペラント連盟

目 次

言語権シンポジウム準備委員会 「世界言語権宣言50周年記念シンポジウム」	p. 1
原 聖 「ヨーロッパの少數言語と言語権」	p. 2
中川 裕 「アイヌ語復興の現状」	p. 4
藤井 幸之助 「在日朝鮮人の言語状況」	p. 6
タニ ヒロユキ 「エスペラントと言語権」	p. 8
世界言語権宣言の日本語訳について	p. 10
資料1. 「国際語エスペラント運動に関するプラハ宣言」	p. 11
資料2. 「言語と人権についての記念シンポジウム」	p. 12
資料3. 「21世紀へのエスペラント 好機と挑戦」	p. 13

「世界人権宣言50周年記念シンポジウム 人権としての言語～言語権の思想と実践」

このシンポジウムは世界人権宣言50周年にあたり、これまで注目されることの少なかった言語にかかる権利に焦点をあてるものです。世界人権宣言もその第2条で基本的人権の享受について、人種や性別、宗教などによる差別と並べ、言語による差別があつてはならないと述べています。しかし言語についての平等を要求する権利は、基本的人権の一部としてすでに認知されているというわけではありません。それどころか従来は国民国家の統合などの観点から支配言語（または標準語）の使用を最優先する時代背景があり、言語にかかる権利は必ずしも十分な配慮を受けてこなかつたというのが実状です。

しかし、近年、自らの母語の使用・維持を言語権という概念でとらえ、積極的に擁護していくこうとする動きが盛んになってきました。そのようななかから、国際ペンクラブを中心とするN G Oが採択した「世界言語権宣言」、アメリカ言語学会による「言語権に関する声明」など、言語権を取り上げる宣言や声明がいくつも出されています。それらにおいて注目すべきなのは、自らの母語を守る権利を強調するばかりでなく、同時に異なる言語を話す人々との共生を目指し、多様性を尊重しようとしている点でしょう。

日本においても、多文化・多言語の共生が模索されるようになってきています。そのようななかで、「言語権」という考え方はどのような意義を持ちうるのでしょうか。このシンポジウムは、言語権にかかるさまざまな思想や実践にふれることを目的とします。言語権の起源を考察し、また、多言語・多文化社会の中の少数者の立場から生まれ、言語差別への注意の喚起をその活動の一つの重要な柱にしてきたエスペラント運動や、日本国内において意図的に、あるいは結果的に抑圧されてきた歴史を持つ代表的な言語として現在その復興運動が注目されるアイヌ語、在日朝鮮人の間で生活言語として日本語が優勢になるなか、教育の場などの継承を模索する朝鮮語の歴史と現在についての報告などをもとに、日本の言語的多様性を認識し、また人権としての言語について考えるでががりしたいと思います。

(財) 日本エスペラント学会・言語権シンポジウム準備委員会

ヨーロッパの少数民族と言語権

(日本エスペラント学会シンポジウム「人権としての言語」国立教育会館、1998年10月24日)

原聖（女子美大）

1 少数民族と言語運動

近代国家の成立以降、ナショナリズムと深く結びついて運動が進む。

少数民族／言語の抑圧、とりわけ義務教育以降。

移民による少数民族の権利回復運動。

2 地域と言語運動

民族を標榜しない／できない言語運動。

(1) 民族主義の地域主義化。ブルターニュなどの事例。

(2) 地域の独自性としての言語文化／言語運動。方言／言語運動。

3 少数言語と言語権

80年代以降、少数民族と地域の言語運動の交流・連帶。

ヨーロッパ・レベルでの連帶組織の誕生。1982年、「少数言語ヨーロッパ事務局」。

欧州議会でのアルフェ決議（1981年）、クイペルス決議（1987年）、キリレア決議（1994年）。

欧州評議会での「地域／少数言語欧州憲章」（1992年、1998年2月から、クロアチア、フィンランド、ハンガリー、リヒテンシュタイン、オランダ、ノルウェー、スイスの7カ国の批准で実施に移される。ここ1—2年のうちに、スロベニア、スペイン、イタリア、ドイツも批准予定、ほかに10カ国がすでに署名）。

「個人そして集団としての言語権」*Language rights, individual and collective*

「言語的人権」*Linguistic human rights*

文献

Carrel, Silvia, *Language rights, individual and collective, The use of lesser used languages in public administration*, Baile Atha Cliath (Dublin) / Brussel (Brussels), The European Bureau for Lesser Used Languages, [1994], 42p.

Fenet, Alain; Soulier, Gérard (eds.), *Les minorités et leurs droits depuis 1789*, Paris, L'Harmattan, 1989, 287p.

Giordan, Henri (ed.), *Les minorités en Europe, droits linguistiques et droits de l'homme*, Paris, Ed. Kimé, 1992, 685p.

ジオルダン（編）『虐げられた言語の復権』（原聖訳）批評社、1988年。

Grau, Richard, *Les langues et les cultures minoritaires en France, une approche juridique contemporaine*, Québec, Editeur officiel du Québec, 1985, 471p.

原聖「EC流国家離れと少数言語の可能性」1991年、宮島喬・梶田孝道（編）『統合と分化のなかのヨーロッパ』有信堂高文社、241～260頁

同「民族を超える言語運動」1996年、『現代思想』6月号

同「小さき言語群の大いなる自己主張」1996年、『月刊百科』7月号

同「フランスの地域言語」1997年、三浦信孝（編）『多言語主義とは何か』藤原書店、80～95頁

同「島の文化的自立、マン島語文化復興運動」1998年、宮島喬（編）『現代ヨーロッパ社会論』人文書院、217～233頁

Hamel, Rainer Enrique (ed.), "Linguistic Human Rights from a Sociolinguistic Perspective", *International Journal of the Sociology of Language*, n. 127 (1997), 216p.

Parry, M.M.; Davies, W.V.; Temple, R.A.M. (eds.), *The changing voices of Europe. Social and political changes and their linguistic repercussions, past, present and future*, Cardiff, Univ. of Wales Press, 1994, 335p.

Skutnabb-Kangas, Tove; Phillipson, Robert (eds.), *Linguistic Human Rights, Overcoming linguistic discrimination*, Berlin / New York, Mouton de Gruyter, 1995, 478p.

原 聖 (はら きよし)

1953年、長野県生まれ。1976年、東京外国語大学卒業。1985年、一橋大学大学院社会学研究科単位修得退学。女子美術大学教授。著書：「周縁的文化の変貌」（三元社）、「天国への道」（日本エディタースクール出版部）。訳書：「虐げられた言語の復権」（批評社）、「社会言語学の方法」（三元社）など。

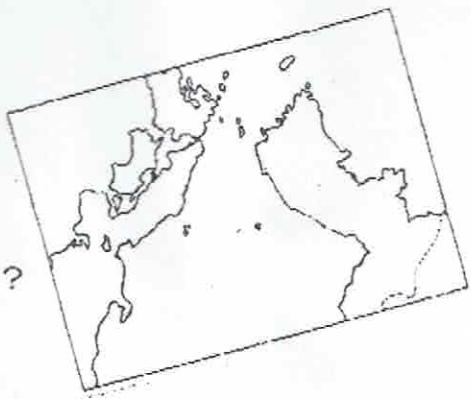
在日朝鮮人の言語状況

世界人権宣言50周年記念シンポジウム

人権としての言語～言語権の思想と実践 ことばの権利とは何か？

1998年10月24日（土） 国立教育会館

藤井幸之助（神戸女学院大学非常勤講師）



1991年1月10日、日韓外相会談での「在日韓国人の法的地位及び待遇に関する覚書」の中で、教育問題について次のようにくだりがある。

「日本社会において韓国語等の民族の伝統及び文化を保持したいとの在日韓国人社会の希望を理解し、現在、地方自治体の判断により学校の課外で行われている韓国語や韓国文化の学習が今後も支障なく行われるよう日本国政府として配慮する。」

また、1998年10月8日、日韓首脳会談後に発表された「日韓共同宣言」に次のようなくだりがある。

「両首脳は、在日韓国人が、日韓両国民の相互交流・相互理解のためのかけ橋として役割を担い得るとの認識に立ち、その地位の向上のため、引き続き両国間の協調を継続していくことで意見の一致を見た。」

敗戦後・解放後、長い期間を在日朝鮮人に対して、同化か排外か放置の政策をとった歴代の日韓両政府が、「何をいまさら」という感はある。在日朝鮮人自身が望む望まないにかかわらず、事が進められるのであれば、大いに問題である。日本では、公用語のとりきめも立法上なく、ましてや、民族的少数者の言語保障についてはほとんど何もない。在日朝鮮人は自ら朝鮮語を獲得する努力をしてきたのである。

日本における民族的少数者である在日朝鮮人の民族語＝朝鮮語の獲得・使用・維持・喪失について考えたい。その前に、「在日朝鮮人とは誰を指すのか？」。

①外国人登録を行った朝鮮籍・韓国籍の者、②朝鮮籍・韓国籍から日本国籍に国籍変更した者、③日朝混血者で日本国籍の者（統計にはあらわれない）など、朝鮮半島に何らかのルーツのある者。これらの中には、朝鮮半島で生まれた者とそうでない者がいる。1世でも渡日時の年齢によっては朝鮮語を保持していない者もいる。

- ・在日1世(1952年以前渡日)・新1世(1953年以降渡日)・新々1世（最近渡日）
- ・在日2世～1世の朝鮮語を聞いて育つ。
- ・在日3世以降～多くは日本語のモノリンガル

2世以降の人々の中に、朝鮮語や朝鮮につながるものに対して、「ひけめ」「きおくれ」などを感じる者が多い。これらが何からくるのか。

・李正子『ナグネタリヨン』(歌集)

いさかいて言葉うしなうとき父のつねの呪文のことき朝鮮語／さながらに身世打鉢となる父の朝鮮語やはり呪文かれぬ／身世打鉢となる美しき朝鮮語われは思うまに話せず／抑揚のあわき私の日本語をかさねしぐれの夜をふたりいる

・妻瑛東『身世打鉢』(句集)

年の市母の朝鮮語たしなめぬ／老燐火母の笑くとき朝鮮語／虹立ちて婆が孫呼ぶ朝鮮語／春暮く　学ぶ白髪かな／春炬燧パズル解くごと　読む／撲花火叫びて気づく朝鮮語

・新井英一「溝河への道」

「3. 言葉のわからぬ悲しさか 身振り手振りで話してた 俺はここへ行きたいと 半島の地図を差し出して 聰尚 北道と指をさす 5. 膝をすかせて飛び込んだ ハングル文字の食堂で 人がうまそうに食っていた あれと同じを 下さいと、すまない気持ちで顔を見た」〔第1章〔旅立ち〕〕より

在日朝鮮人はどこでどうやって朝鮮語を習うか？ 在日1世は朝鮮半島の出身地、2世以降は日本だろう。日本学校では、小・中学校における民族学級や夏期学校や地域子ども会、高校における朝鮮文化研究会の活動や朝鮮語講座の増加（98年で130校、国際文化フォーラム調べ）などがある。民族学校には、在日本朝鮮人総聯合会系の朝鮮学校（初級学校75校・中級学校52校・高級学校12校・大学校1校の計140校）と在日本大韓民国民団系の韓国学園（11条校の白頭学校（小中高）、金剛学園（小中高・幼）と各種学校扱いの東京韓国学園・京都韓国学園）がある。民族学校については、保護者は日本での納税の義務を果たしているにもかかわらず、それに充分みあう教育行政による措置がほとんどない現状がある（教育助成金・大学受験資格問題ほか）。

語学教室（民間団体・カルチャーセンター・民族団体）やラジオ・テレビ講座・検定試験受験のほか、朝鮮民主主義人民共和国・大韓民国・中華人民共和国延辺朝鮮族自治州の大学などへの短期・長期の留学なども考えられる。

朝鮮語の環境については、朝鮮語コミュニティとして、飲食店・エスニックショップや宗教施設（教会・朝鮮寺・ムダン〔巫女〕）、大阪市生野区（旧猪飼野地区）、川崎市川崎区桜本地区などの朝鮮人集住地域や民族学校・民族団体・家庭などの中がある。

朝鮮語メディアも重要な役割を果たす。新聞・雑誌などの印刷メディアやラジオ(朝鮮半島の放送・コミュニティFMほか)・テレビ(衛星放送)などの放送メディアである。

【今後の課題】 1952年までに日本に来た在日1世の人口は年々減ってきている。正確にはわからないが、すでに在日朝鮮人総人口の10%をきっていることはまちがいない。この人々に対するおおがかりなインフォーマント調査（言語干渉やコード切り替え・語彙などについて、朝鮮半島出身地域別・日本居住地域別・男女別に）は非常に急がれる。

また、在日2・3世以降の世代に対するインフォーマント調査や民族語獲得のための朝鮮語教育の機会を増やすことも考えねばならない。民族団体・組織だけではなく、日本の学校・研究機関も具体的なイメージをもって、朝鮮語教育について多様な学習形態を模索し、確立していく必要があるだろう。日本もそろそろ異なる背景をもつ人々に対し、しっかりとした言語政策を打ち出す時期にきているのではないか。

(ふじいこうのすけ) 1961年、大阪生まれ。ぎっちょ。大阪外国语大学朝鮮語学科卒業。同大学院修士課程東アジア語学専攻修了。中国吉林省延辺朝鮮族自治州の延辺大学外語系元客員講師(1989~91)。現在は、神戸女学院大学ほかで非常勤講師(朝鮮語教育・人権論担当)。歌って踊れる語学教師を目指している。共編著書に『全国自治体在日外国人教育指針・方針資料集成』(1995 明石書店)・『グローバル朝鮮語』(1996年くろしお出版)ほか。

エスペラントと言語権

タニヒロユキ（谷博之）

「エスペラントは 1887 年にザメンホフによって発表された言語であり、以来 110 年にわたり世界各地の支持者によって育てられ、磨かれ、言語の違う人々の間を結ぶ国際共通語としての役割を果たしてきました。まさに「言語権」の考え方へ沿った活動です。」

JEI 世界人権宣言 50 周年賛同署名リーフレットより

1. 世界エスペラント協会 UEA 等の言語権擁護の活動

別紙参照。プラハ宣言について。

2. ザメンホフの言語権思想

ザメンホフの育った町ビアウィストクの言語状況。

民族意識のめばえからシオニズム運動に参加したザメンホフは、近代言語としてのイデイッシュ語の復権を目指してイディッシュ語文法を書くが、やがて民族主義を否定し止揚して、人類人主義 (homaranismo) を唱え、民族語を止揚したエスペラントの提唱に至る。

3. プローニュ宣言の積極的解釈

「Esperantismo (エスペラント運動、エスペラントについての理念の総体) とは、人間的に中立である言語を全世界に普及させようとする努力をいい、その言語とは、『諸民族の内的生活に自らを強制することなく、またけっして既存の民族語の淘汰を目指すものではなく』、異なった民族に属する人々に対し相互理解を可能ならしめるものであり、そのことによって、さまざまな民族が言語に關係して互いに争っている国における公的機関が和解のために使用する言語として奉仕しうるものであり、また諸民族が等しく関心を持つ著作物の公刊にも寄与しうるものである。かれ、もしくはその他のエスペランティストが Esperantismo と結びつけるあらゆる他の理念や希望は、その人自身の純粹に個人的な事柄であって、Esperantismo はこれに感知しない。」

「エスペラントは、物質的にも道義的にも、「誰の占有物でもない」。」

「エスペラントには、いかなる個人的命令者も存在せず、いかなる個人にも依存しない。」

「エスペランティストとは、いかなる目的のために使用するかにかかわらず、等しく、言語エスペラントを知り使用するすべての人をいう。なんらかのエスペラント組織への所属は、すべてのエスペランティストにとって、望ましくはあるが義務ではない。」

「プローニュ宣言」第 1 回世界エスペラント大会 (1905 年 8 月採択) より

プローニュ宣言は、ザメンホフの理想主義をエスペラントから切り放す目的があったが、逆に、あらゆる思想をエスペラントに結びつけることを保証するものとなった。

エスペラントの中立主義、非中立主義、積極的中立主義

「UEA は政治的中立を宣言しているが、規約において「国際関係における言語問題に關して」は中立的立場は取らないとしている。実際、エスペラント運動を外部から見るべく努めれば、エスペラントはそれ自体が政治的存在であることが明かである。言語とは政治的に機能せざるをえないものだからだ。エスペラントのために活動することは言語権のために活動することである。言語権は基本的人権のひとつであり、人権のためにたたかうことは政治的行為である。」 (UEA 会長 Kep Enderby, "Esperanto" 1998/9, p.151)

4. 言語民族主義とその最高段階としての言語帝国主義

民族主義は言語権を助長するか侵害するか；民族主義の悪循環

近代 19 世紀以降は民族（主義、国家、自立）の時代

民族は民族主義の産物、民族主義のない民族は、民族でない etno (エトノス)。

「民族」とは、文化的一体性と政治的統一を志向するイデオロギーである。内へ向かっては、異端要素が同化され排斥され消滅することを志向する。外へ向かっては、自己が異端要素として同化され排斥され消滅させられることに抵抗し、自己の存在を主張する。

「日本にいるなら日本語を話せ」「日本語を国連公用語に」という思想。

フランス首相 Lionel Jospin の発言（1998 年 9 月 26 日香港）

「私たちは最終的には国際共通語が必要になるでしょう。しかしそれは、一部の人たちが世界中の言語を寄せ集めて発明しようとした言語エスペラントなどではなく、明らかに英語になるでしょう。しかし私たち（=フランス人と中国人）は落胆することはありません。英語は、あらゆる人に使用され、いずれかがされて、本来の美を失う運命にあります。しかしフランス語と中国語は純粹性を保ち続けるでしょう。もちろんそれは書斎の中だけの純粹性であってはなりません。あなたたち（=中国の学生）は英語の次に第二外国語が必要になるでしょう。そのときはぜひフランス語を選択してください。」

5. エスペラントと言語権

思想運動としてのエスペラント

ザメンホフ思想にもプローニュ宣言自体にも法的拘束力はない。言語民族主義はエスペラントを支持する動機（反英語）にもなりうるし、拒否する動機（民族語文化をけがす）にもなりうる。大切なのは、基本的人権を推進する主体的意志。

民族を越えた民衆どうしの相互理解と互いの文化の尊重、これにより民族という壁で分断された人類を一つの家族にもどす=ザメンホフの「内在思想」。

民族を越える（否定する）共同体=「民際語」の思想（言語民族主義に対抗する力）

民族語でなく、どの民族語にとっても異端要素であるエスペラントは、その存在自体が言語民族主義とは必然的に相入れない；エスペラント迫害の歴史的事実と教訓；

民族間コミュニケーションを可能に（=言論の自由を保障）し、他民族語を強制しない唯一のバイリンガルモデル。

民族の言語権と個人の言語権；エスペラントの言語権の問題

言語に権利があるのでなく人間に権利がある、すなわち人権である。

個人として自分の民族語を選択しない権利；母語で教育を受けない権利は？

エスペラントを共同体ととらえる見方；エスペラントに言語権は適応されるか？

教育や社会的公用レベルでのエスペラントの言語権を主張すれば必ず拒絶される。

エスペラントは個人の言語権の保証なしには存在できない。

それ自体がマイノリティ言語であるエスペラントは、言語差別のない言語複数主義のもとでしか存在しえない。

言語差別のない言語の平等性は、民族的に（人間的に）中立な共通言語（それがエスペラントかどうかは別の議論として）なしにはありえない。

言語権の擁護推進のためには、客観的視点と主体的な意志が必要である。

タニ ヒロユキ

大阪生まれ。1970年エスペラントを学習。現在、大阪外国語大学、神戸市外国語大学でエスペラントを教えてる。関西エスペラント連盟教育部員。専門は、エスペラントの他に、モンゴル文学、現代ウイグル語。中国の少数民族語政策にも詳しい。

世界言語権宣言の日本語訳について

「世界人権宣言」（1948年）をはじめとする国連の諸協定は差別の禁止などに関して言語に言及している。しかし教育に関する条項では言語にほとんど触れていないなど、これらの文書は言語の違いに寛容であるかのような姿勢を示しながら、実質的には同化を志向しているとする論者もいる。彼らは同様のことがヨーロッパ、アフリカ、アメリカなどの地域の国際協定にも当てはまるとしている（Robert Phillipson & Tove Skutnabb-Kangas, *Linguistic Human Rights*, Berlin/New York 1995）。

しかし特に1980年代以降、「ヨーロッパ地域・少数言語憲章」（ヨーロッパ評議会1992年）や「国民・民族・宗教・言語的少数者の権利宣言」（国連1992年）など、少数者の言語に焦点を当てた宣言などが出されるようになってきている。

世界言語権宣言は、そのような少数者の言語の権利を守ることをうたった宣言のなかでも最も代表的なものの一つである。1987年、ブラジルのレシフェで行われたAIMAV（国際異文化コミュニケーション協会）とユネスコの共催による人権と文化権についてのセミナーで、世界言語権宣言の採択・履行を国連に求める宣言が採択された。

その後、1989年（パリ）、1990年（フランクフルト）、1991年（ペーチ）でFIPLV（国際近代語教師連盟）主催の会議がもたれ、宣言の案が作成・討議された。また、1993年には国際ペンクラブの翻訳・言語権委員会が世界言語権会議の開催を提案した。これを受け、1996年6月6-8日、スペイン（カタロニア）のバルセロナにNGO66団体、41ヶ所のセンター、41人の言語立法の専門家、合計99ヶ国からの220人が集まって、世界言語権会議を開催。この会議で「世界言語権宣言」が採択され、国連での同宣言の採択をめざしてさらに一步をふみだした。

これまでこの「世界言語権宣言」は、英語の宣言文をインターネット上、

<<http://www.troc.es/mercator/>>

で見ることができたが、先頃、日本語の試訳が完成、

<<http://www.sal.tohoku.ac.jp/~gothit/tmp/gengoken.txt>>

で読める。翻訳は一橋大学大学院生・福地俊夫、校閲は東北大学助教授・後藤斎。

— 国際語エスペラント運動に関するプラハ宣言 —

私たち、エスペラントの発展のための世界的な運動に加わる者たちは、この宣言をすべての政府、国際組織および良心ある人々に対して送り、ここに表明された目標に向けて私たちが不退転の決意をもって活動し続けることを宣言するとともに、それぞれの組織と個人とが私たちのこの努力に加わるよう呼びかける。

エスペラントは、1887年に国際的コミュニケーションのための補助言語案として提唱された後、生命力と表現力に富んだ言語へと速やかな発達を遂げ、すでに一世紀以上にわたって言語と文化の壁を越えて人々を結びつける働きを果たしてきた。エスペラントの使用者たちが目指してきた理想は今なお重要性と現代的意義を失っていない。私たちは公正で効果的な言語秩序のためには以下に述べる原則が必須であると考えるが、いずれかの民族語を世界語として使用しても、また今後いかに通信技術が進歩し、新しい言語教育法が開発されるにしても、これらの原則を実現することはできないであろう。

1. 民主性 あるコミュニケーションのしくみが、特定の人々には一生涯の特権を与える一方で、他の人々にはより低い段階の能力の獲得にさえ多年の努力をつぎ込むよう求めるなら、それは根本において反民主的なものである。エスペラントは、他の言語と同様に、完全ではないが、平等な全世界的コミュニケーションという領域では、どの競合する言語に比べてもはるかにまさっている。

言語の不平等は、国際レベルを含めたあらゆるレベルにおいて、コミュニケーションの不平等を生み出すものであると、私たちは主張する。私たちの運動は民主的なコミュニケーションを目指すものである。

2. 民族性を超えた教育 民族語はそれぞれ特定の文化・国家と結びついている。例えば、英語を学習する生徒は英語圏の諸国、特にアメリカ合衆国とイギリスの文化・地理・政治について学ぶことになる。それに対してエスペラントを学習する生徒は、国境のない世界について学ぶのであって、そこではどの国も故国と見なされる。

いずれの民族語を用いた教育も特定の世界観に結びついていると、私たちは主張する。私たちの運動は民族性を超えた教育を目指すものである。

3. 教育上の効果 外国語を学習する人の中で、それを習得できる人の割合はごく低い。それに対してエスペラントの習得は独習によっても可能であり、他の言語を学ぶための予備的学習としての効果についてもさまざまな研究報告がある。また、生徒の言語意識を高めるための教科においてエスペラントを中核に位置づけるよう勧める声もある。

民族語の学習は難しく、第二言語の知識があればそれによって益を受けるはずの多くの学習者にとって常に障害となり続けるであろうと、私たちは主張する。私たちの運動は効果的な言語教育を目指すものである。

4. 多言語性 エスペラントの共同体は、その構成員が例外なく二つ以上の言語を話すという、世界的規模の言語共同体としては数少ない例の一つである。構成員はそれぞれ、少なくとも一つの非母語を会話のできる程度まで学ぶことを自己に課している。多くの場合、このことは複数の言語に対する知識と愛着をもたらし、ひいてはその人の視野をより広くすることにつながっている。

どの言語の話し手にも、その言語の大小を問わず、コミュニケーションが可能な高い水準まで第二言語を習得する現実的な機会が与えられていてしかるべきだと、私

たちは主張する。私たちの運動はその機会を提供するものである。

5. 言語上の権利 言語間に力の不平等があることは、世界の大部分の人々にとって、言語的な危機感をもたらし、ときには直接の言語的抑圧となっている。エスペラントの共同体では、母語の大小や公用・非公用を問わず、互いの寛容の精神によって、中立の場に集っている。このような言語における権利と責任の間のバランスは、言語の不平等や紛争に対する新しい解決策を進展させ評価するための先例となるものである。

いずれの言語にも平等な取り扱いを保証する旨が多くの国際的文書に表明されているが、言語間の力の大きな格差はその保証を危うくするものであると、私たちは主張する。私たちの運動は言語上の権利の保証を目指すものである。

6. 言語の多様性 諸国の政府は往々にして世界における言語の多様性をコミュニケーションと社会発展にとっての障害とみなしがちである。しかし、エスペラントの共同体にとって、言語の多様性は尽きることなく欠くことのできない豊かさの源泉である。したがって、それぞれの言語はあらゆる生物種と同様にそれ自身すでに価値があり、保護し維持するに値するものである。

もしコミュニケーションと発展に関する政策がすべての言語の尊重と支持に基礎を置くものでないならば、それは世界の大多数の言語に死を宣告するものであると、私たちは主張する。私たちの運動は言語の多様性を目指すものである。

7. 人間の解放 いかなる言語も、その使用者間のコミュニケーションを可能にすることによって人々を自由にしている一方で、他の人々とのコミュニケーションを阻害することによって不自由にもしている。全世界的なコミュニケーションの道具として立案されたエスペラントは、人間解放の大きな実際的事業の一つである。すなわち、すべての人が各自の地域文化や言語的独自性にしっかりと根ざしていくながらそれに制約されず、人類の共同体にその一員として参加することを可能にする事業なのである。

数ヶ国の民族語のみを使うことは自己表現やコミュニケーション、連帯の自由に対する障害となることが避けられない、私たちは主張する。私たちの運動は人間の解放を目指すものである。

(日本語訳:日本エスペラント学会)

1998年4月28日、世界エスペラント協会の主催、
国連人権高等弁務官の後援によって
国連欧州本部（ジュネーヴ）で開催された
言語と人権についての記念シンポジウムの

決議及び勧告

1. 言語と人権に関する協力に向けて

言語権は基本的人権に属する。言語権の保護は以下の二つの一般的原則に基づかなければならぬ。

- ・社会形成及び文化表現の手段としての言語使用と発展、
- ・集団間及び個人間における言語的平等の確立、言語による不利益の除去。

これらのうちの第一の原則の認知と保証に関する国連人権委員会（UNCHR）の活動及び第二の原則の実現に関する世界エスペラント協会（UEA）の貢献を認識し、言語と人権についての記念シンポジウムはこれらの二組織が長期的展望に基づいて協力関係を確立するよう勧告する。

2. 人権の分野での協力

現在有効な言語権の範囲及びそのさらなる整備と拡大の望ましさに関して大きな不確実さと見解の不一致が見られる。言語と人権に関する記念シンポジウムはUNCHRとUEAが共に以下の問い合わせに答える方途を探るよう勧告する。

- ・言語権の保護及び実現に責任を負っている機関は言語権をどのように解釈しているのか。またそれらの機関の言語権解釈・実現のレベルを高めるよう働きかけることがどのように可能であるか。
- ・どのようなタイプの言語による不利益や不平等が現状において差別に対処する法的な、またその他の措置をとることを必要にし、また正当化するか。

これらの問い合わせに答えるためには、この分野における既存の成果を最大限に活用しなければならず、世界の言語権及び言語的平等に関する報告書を一度、もしくは定期的に作成することも考慮に入れるべきである。

3. その他の国連諸機関との協力

言語権及び言語的平等は法規や協定のみによって実現されるものではなく、コミュニケーション、教育、文化的発展などの国連のさまざまな活動分野における行動を要請する。言語と人権についての記念シンポジウムはUNCHRとUEAが国連の諸機関に対して、とりわけ以下の活動によって、言語に関するそれぞれの経験や方途の共有化を働きかけるよう勧告する。

- ・諸機関の言語権及び言語的平等に関する会議を組織することによって言語関連事項における諸機関の相互協力のための作業グループその他の集まりの設立をめざす。
- ・国連の後援のもとに言語権、国際語学、言語政策の研究、記録を行う共同の計画またはセンターを発足させる。その際、国連の諸機関の活動分野を考慮する。

4. 非政府組織（NGO）との協力

言語権及び言語的平等は諸政府や国際機関の決定のみならず、個人や市民団体の態度や行動にも依存する。言語と人権に関する記念シンポジウムはUEAがUNCHRの援助を受けて、以下の課題を担う言語と人権のための連携を代表的なNGOに呼びかけるよう勧告する。

- ・言語権や言語的平等に関する情報や経験の交換を情報誌や会合その他の手段によって促進すること。
- ・UNCHRその他の国連機関との緊密な協力によって、国際政治の場において言語問題を体系的に考慮するよう、また言語権や言語的平等に関して市民組織や専門家の寄与を促進するよう働きかけること。

2 1世紀へのエスペラント 好機と挑戦

前 UEA 会長 Lee Chong-Yeong

1 現代世界の言語問題

100年前にエスペラントが造られた時代の主要な言語問題は、様々な異なる言語を持つ多様な国家間の人々の意志疎通の困難さにあった。現代の言語問題はそれに加えて、様々な言語が一つの民族語すなわち英語、もっと正確には米語に收れんしてゆく事への危惧にある。国連では6つの公用語があるが実際的な使用言語は英語である。

英語を事実上の共通語として強制することにいくつかの問題が付随する。民族語は本来的に肉食的な性格があり、相手に浸透すればするほど相手の言語を技術用語や文化用語において食い尽くしてゆくのである。やがては英語以外の民族語は家庭や喫茶店でのみ聞かれることになるのかもしれない。確かに、英語はすでに米語に食い尽くされている事実がある。

フランスではフランス語圏における国際組織での英語の使用をすでに禁止した。中国では昨年の9月より記者クラブでの外務省の英語での説明を中止した。ロシアではモスクワでの英語の氾濫に業を煮やし、広告に英語の使用を禁止する動きがでている。あたらしい香港では来年より中学2年生より英語での授業を中止する予定である。

一民族語英語の言語支配をめぐって、言語問題は現代の政治問題になっている。

2 エスペラントと国際組織機関

過去にいくつかの国際組織機関が国際共通語特にエスペラントについて関与したことがあった。

(1) 国際連盟

第1回世界大戦後国際連盟において、1920年12月9日エドモンド・ブリヴァ氏の働きにより全体会議に全世界の全ての児童に自国語の他にエスペラントを学ばさせようという決議が提案された。しかし、フランスは世界共通語としてフランス語がその役割を果たしていると主張し全体会議での討論そのもを妨害した。

1921年12月再度エスペラントに関して同じ提案がなされ、国際連盟事務次長の新渡戸稻造氏が国際連盟の公式代表として同年プラハで開かれた世界エスペラント大会に参加した。その経験から新渡戸稻造氏は「言語問題と国際連盟」と題する報告書を作成しエスペラントを世界平和に貢献する共通語として積極的に支持した。しかし、ブラジルとフランスの反対により、エスペラントの学校教育の可能性の探求については小委員会での継続審議事項に格下げされ、エスペラントに関して実際的な知識を持たない委員によりエスペラントの案件はそのまま保留されるに至った。

新渡戸氏は20年後にこの様な委員会の態度はその知恵のなさで笑い物になるであろうと予測したが、20年後には国際連盟そのものが消滅の憂き目にあった。

1924年にフランス政府は態度を変え、エスペラントを国際電報に使用される明晰な言語として支持を行った。

(2) ユネスコ (UNESCO)

1954年にモンテビデオにてユネスコ第4回総会の場で世界エスペラント協会と

ユネスコは共通の関心事について協力しあう旨確認がなされた。

1985年、ソフィアでの第23回総会にて、エスペラント100周年を記念し、相互理解向上の手段としてのエスペラントに引き続き注目することが確認された。

1996年、ユネスコはプラハでの第81回世界エスペラント大会に公式に参加し、新渡戸稻造シンポジウムで国際機関における言語問題について講演を行った。

1998年には、ユネスコの協賛の下でモンペリエでの第83回世界大会でエスペラントの学校教育についてのシンポジウムが持たれた。

(3) 国際連合 (Unuiĝintaj Nacioj)

1965-1966年、国際連合の国際協力年に世界エスペラント協会は国際中立語であるエスペラントの積極的使用を訴える署名行動を全世界的に行つた。74国より93万人の個人署名、3851の諸機関から7300万人の会員の署名がイヴォ・ラベンナ氏により国連に届けられた。しかし、この様な国連への提言は参加国政府からなされべきものとして署名の受け取りを拒否された経緯がある。

1996年に世界エスペラント協会は国連の非政府組織の正式メンバーとして認められている。

(4) 言語と人権

世界エスペラント協会は、国連での世界人権宣言がなされる1年前、1947年に「人権の尊重が運動の本質的な条件である」と宣言している。

世界人権宣言10周年、15周年、20周年事業には世界エスペラント協会は積極的に参加し、特に20周年の際にはマドリッドの世界エスペラント大会のテーマを人権問題に設定した

1998年4月、人権宣言50周年記念並びに世界エスペラント協会設立90周年記念としてジュネーブ国連施設にて言語と人権のシンポジウムを共催した。

3 エスペラントの好機到来

政治的言語的強国、フランス、ロシア、中国等が英語の言語支配への脅威から自国語を守り始めている。人工語で中立的なエスペラントの存在意義が増している。

エスペラントの最も大きな好機到来はEU (Europa Unio) である。現在EUでは11の言語が公用語である。1500人の通訳官と1200万ページの資料が年間使用されている。実際的に英語がより多く使われる事への反感も多いのが現状である。

EUはその賛歌としてベートーベンの交響曲第9番「歓喜の歌」を考えているが、そのメロディーだけを使用して歌は歌わないそうである。エスペラント訳がありエスペラントで歌うことが最適であろう。

ヨーロッパはエスペラント運動にとっても戦略的に重要な地域である。

同様の問題が国連にも存在している。6カ国語が公用語であるが、国連本部がニューヨークにあることで、全ての代表は否応なく日常生活を英語で行い、国連本部の廊下では英語のみが飛び駆っている現状がある。本当の問題は、国連が言語問題の存在を認めた

がらないことがある。正確に言えば、政治的爆弾でもある言語問題に触れたがらないのである。昨年国連はより有効で経済的な国連機構について検討を重ねたが、言語問題には触れなかった。その問題が存在していないという認識である。

公用語である 6 カ国語への翻訳コストを全ての参加国が担っている。実際的には英語だけで事足りる現状であるが、現実的には英語の言語支配の危険性に対する政治的判断が優先するのである。経済的且つ政治的効果の点でエスペラントならではの有用性がある。

エスペラントに反対する心理的問題があるが、それに対する対策として人権の側面から言語問題に関わる必要がある。エスペラントの 21 世紀の対応の観点はここにある。

今年、国連は世界人権宣言 50 周年を祝う。人権の関する 3 つの言語的側面がある。言語的無交流、言語的不公正、言語的侵略である。我々はこの点の解決に国連と協力し貢献することが大切である。

4 挑戦

二つの行動提起がある。

まず、国連に言語問題の存在を公式に認めさせることである。国連が人権問題として、また政治的にも経済的にも言語問題が存在することを認めれば、エスペラントの有用性を理解する第 1 歩が始まったといえる。

EU はすでに言語問題の存在を認めている。EU 議員の 20 % はエスペラントに好意的である。

次に重要なことは、エスペラントが実際的に活用されている生きた言語であり、ヨーロッパの諸言語を学ぶための実践的且つ教育的価値があるという事を理解させることである。ユネスコの LINGUA PAX と基本的に合致した物といえる。他の言語をよりたやすく学ぶための橋渡し的言語としてのエスペラントの有用性は、各国で実験的にさらに立証される必要があり、この取り組みを行わなければならない。

これは、" de Esperanto kiel ilo por lemi aliajn lingvojn, al Esperanto kiel celo por certigi al homaro la homan rajton." である。

言語権シンポジウム／レジュメ・資料集

1998年10月24日発行 140部

(財) 日本エスペラント学会
言語権シンポジウム準備委員会